

板橋区保育施設巡回支援指導事業実施要綱

(平成31年3月1日区長決定)

(令和2年3月6日一部改正)

(令和4年2月18日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区の区域内（以下「区内」という。）の保育施設に在籍する乳幼児の健全な発育に寄与し、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育士又は看護師資格を持つ専門職（以下「巡回支援指導員」という。）が、保育施設に対する指導、助言及び相談（以下「巡回支援等」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 巡回支援等は、区内の次の各号に掲げる民間の保育施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員を対象とする。

- (1) 私立保育所
- (2) 認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園の幼稚園機能を除く。）
- (3) 小規模保育事業所
- (4) 事業所内保育事業所
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）のうち子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき区が確認した施設

(実施内容)

第3条 巡回支援等の実施内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 巡回支援指導員は、前条各号に掲げる保育施設（以下「対象施設」という。）を巡回し、当該対象施設に勤務する職員の相談に応じ、保育に関する事項の指導又は助言を行う。
- (2) 巡回支援指導員は、対象施設における保育状況を観察し、当該施設に勤務する職員に対し、課題の解決に向けた支援を行う。
- (3) 巡回支援指導員は、対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、対象施設がそれぞれ満たすべき基準の遵守状況に関する指導又は助言を行う。
- (4) 巡回支援指導員は、対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する指導又は助言を行う。
- (5) 巡回支援指導員は、対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する指導又は助言を行う。

(実施回数・実施対象施設)

第4条 巡回支援等の実施回数及び実施対象施設は、施設の状況、指導検査の結果等又は対象施設に勤務する職員若しくは利用者等からの要望に応じ、保育サービス課長が決定する。

(実施・記録・報告)

第5条 巡回支援指導員は、巡回支援等を実施する場合は、あらかじめ実施対象施設と調整を図る。

- 2 巡回支援指導員は、通報があった場合、対象施設の運営に問題が生じた場合又は指導検査の結果等により保育に重大な支障がある若しくはそのおそれがあると認められる場合は、事前連絡なしで対象施設に対し、巡回支援等を実施する。
- 3 巡回支援指導員は、巡回支援等終了後、相談内容等を記録し、保育サービス課長に結果を報告する。

(関係機関等との連携体制)

第6条 巡回支援指導員は、巡回支援等の実施に当たっては、指導検査担当職員（子ども政策課の保育施設指導検査業務を担当する職員をいう。）及び関係機関と情報交換を密に行い、十分な連携を図る。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付則

- 1 この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付則

- 1 この要綱の一部改正は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第5号の改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正を施行するための準備行為は、施行日前においても行うことがで

きる。